

第1節 目的条文等

目的条文（正式には「**目的規定**」というが、社労士試験の慣例にしたがって、以下では「**目的条文**」と呼ぶ）は、ほぼ毎年、選択式問題に出題されるので、出題されたら必ず解けるようにしておきたい。

およそ昭和30年代以降に制定された法律では、その第1条に目的条文が置かれていることが普通である。ここでは、最低賃金法で目的条文の読み方を練習してみよう。

【最低賃金法第1条】（目的）

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（H24選）

〔目的条文のルール〕

目的条文は、①手段、②目的、③究極の目的、の順で書くのが基本である。

①手段	賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより
↓	
②目的	労働条件の改善を図り
↓ もって	
③究極の目的	・労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する ・国民経済の健全な発展に寄与する

つまり、企業内という狭い世界では、「労働条件を改善させるために最低賃金額を保障すること」が目的であるが、究極の目的としては、

- (1)最低賃金額を保障することによって、
- (2)労働者の生活が安定することになり、
- (3)労働力の質的向上が期待され、
- (4)事業の公正な競争を促すことになる。

↓ そうすれば、

(5)国民経済が健全に発展するだろう、
という理想・理念を述べている。

昭和20年代以前に作られた法律には、例えば、労働基準法のように目的条文が存在しない法律もあるが、昭和30年代以降に作られた法律には、ほぼ目的条文があるので、この目的条文の基本的ルールを知っていれば、選択式対策にもなる。

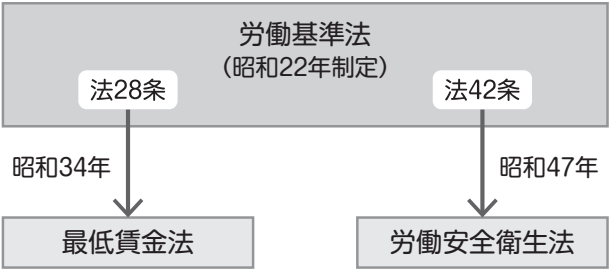
ただし、昭和44年制定と比較的新しい法律である「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（労働保険徴収法）」の第1条のように、目的がまったく書かれておらず、その法律の趣旨だけが書かれていることもあるが、これを「趣旨条文」と呼ぶ。

1 ■ 労働関係法規

労働基準法（昭和22年制定）	最低賃金法（昭和34年制定）
【法1条】 ①労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。 ②労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。 【法2条】 ①労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。 ②労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。 【参考】 ・賃金の最低基準に関しては、最低賃金法の定めるところによる（法28条）。 ・労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法の定めるところによる（法42条）。	最低賃金法は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、<u>国民経済の健全な発展に寄与すること</u>を目的とする（法1条）。〈H24選〉
	労働安全衛生法（昭和47年制定）
	労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び<u>自主的活動の促進</u>の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、<u>快適な職場環境の形成を促進</u>することを目的とする（法1条）。〈H10記・24選・R1選〉

解説

1. 法律の分離



2. 遵守（労基法2条2項）

労基法の「遵守」に罰則なしと言われる。次の労基法95条4項にも罰則規定はない。

【労基法95条4項】

使用者及び寄宿舎に寄宿する労働者は、**寄宿舎規則を遵守**しなければならない。

3. 危害防止基準の確立**【労基法96条の2第1項】**

使用者は、常時10人以上の労働者を就業させる事業、厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の附属寄宿舎を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、前条の規定に基づいて発する厚生労働省令で定める**危害防止等に関する基準**に従い定めた計画を、**工事着手14日前までに**、行政官庁に届け出なければならない。

※「危害防止基準」とは、「危険と健康障害を防止するための基準」という意味である。

4. 安全と健康、安全と衛生など**【労基法96条の2第2項】**

行政官庁は、**労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合**においては、工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができる。

【労基法96条の3第1項】

労働者を就業させる事業の附属寄宿舎が、**安全及び衛生に関し定められた基準**に反する場合においては、行政官庁は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

【労災法1条】

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、**必要な保険給付**を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、**労働者の安全及び衛生の確保等を図り**、もつて**労働者の福祉の増進に寄与**することを目的とする。〈H13選・22選・28雇選〉

【徴収法12条の2】（特例メリット制）

前条第3項の場合において、厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、連続する3保険年度中のいずれかの保険年度においてその事業に使用する**労働者の安全又は衛生を確保するための措置**で厚生労働省令で定めるものを講じたときであつて、当該措置が講じられた保険年度の子の保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に、当該事業に係る労災保険率につきこの条の規定の適用を受けようとする旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を提出しているときは、当該連続する3保険年度中の最後の保険年度の次の次の保険年度の同項の労災保険率については、同項中「100分の40」とあるのは、「100分の45」として、同項の規定を適用する。

労働者災害補償保険法（昭和22年制定）	雇用保険法（昭和49年制定） 改正 R2
①労働者災害補償保険は、業務上の事由又は<u>通勤</u>による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して<u>迅速かつ公正な保護</u>をするため、<u>必要な保険給付</u>を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の<u>社会復帰の促進</u>、当該労働者及びその遺族の援護、<u>労働者の安全及び衛生の確保等を図り</u>、もって<u>労働者の福祉の増進に寄与</u>することを目的とする（法1条）。〈H13選・22選〉 ②保険関係の成立及び消滅については、徴収法の定めるところによる（法6条）。 ③労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため<u>政府が徴収する保険料</u>については、徴収法の定めるところによる（法30条）。	①雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について<u>雇用の継続</u>が困難となる事由が生じた場合に<u>必要な給付</u>を行うほか、労働者が自ら職業に関する<u>教育訓練</u>を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に<u>必要な給付</u>を行うことにより、<u>労働者の生活及び雇用の安定を図る</u>とともに、<u>求職活動</u>を容易にする等その<u>就職を促進</u>し、あわせて、<u>労働者の職業の安定に資するため</u>、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他<u>労働者の福祉の増進</u>を図ることを目的とする（法1条）。〈H22選・28選〉 ②適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、徴収法の定めるところによる（法5条2項）。 ③雇用保険事業に要する費用に充てるため<u>政府が徴収する保険料</u>については、徴収法の定めるところによる（法68条1項）。
労働保険の保険料の徴収等に関する法律（徴収法）	
①徴収法は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の<u>保険関係の成立及び消滅</u>、<u>労働保険料の納付の手續</u>、<u>労働保険事務組合等</u>に関し必要な事項を定めるものとする（法1条）。 ②徴収法において「<u>労働保険</u>」とは、労働者災害補償保険法による<u>労働者災害補償保険</u>及び雇用保険法による<u>雇用保険</u>を総称する（法2条1項）。	

解 説

1. 必要な保険給付、必要な給付など

- ①必要な保険給付：労災法・国保法
- ②必要な給付：雇保法・国年法
- ③保険給付：健保法・厚年法・船保法

2. 福祉の増進、福祉の向上など

- ①労働者の福祉の増進：労災法・雇保法〈H28選〉
- ②国民の生活の安定と福祉の向上：健保法・確給法・確拠法